

221 教育審議会總裁建議、國民學校教員の優遇並びに師範学校制度刷新の急速実施・諮詢機関設置・教育尊重に関する件主務省へ回付

〔昭和十六年十月〕

閣甲第三六六号 案 起 昭和十六年十月十三日  
 (注記1) 決定 開議 昭和十六年十月十四日 施 昭和十六年十月十四日  
 裁可 昭和 年月 日 行

(注記2)  
 内閣總理大臣 (近衛)  
 内閣書記官長 (高田)  
 内閣書記官 (稲田) (三橋) (佐野) (浅江)

外務大臣	農林大臣	海軍大臣	商工大臣	厚生大臣
内務大臣	文部大臣	司法大臣	通信大臣	花押
大蔵大臣	花押 (東条)	花押 (小倉)	花押 (岩村)	花押 (左近)
陸軍大臣	花押	花押	花押	花押 (小泉)
	拓務大臣	鐵道大臣	柳川國務大臣	花押 (柳川)
	花押	花押 (村田)	花押 (柳川)	花押 (柳川)

(注記3)  
 別紙教育審議会總裁建議

一、國民學校教員ノ優遇並ニ師範學校制度刷新ノ急速実施二

関スル件

一、諮詢機關設置ニ関スル件

右供高覽

供覽後主務省へ回付

回付案 (一)

〔加筆・朱書〕  
 (昭和十六年) (十一月) (十四日)

内閣書記官長

文部大臣宛

務タリ

政府ハ速力ニ之ヲ実施シ国民教育ニ万遺憾ナキヲ期セラレントラ望ム

教育審議会總裁ヨリ左記ノ件ニ関シ別紙ノ通建議有之候処右ハ  
貴省主管ノ件ニ付依命及回付候

記

一、国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ關スル件

一、諮詢機關設置ニ關スル件  
一、教育尊重ニ關スル件

内閣總理大臣公爵 近衛文麿殿 割印  
教育審議会總裁男爵 鈴木貫太郎 印

(加筆・朱書) 昭和十六年十月十四日

内閣書記官長

現トノ時局ニ於ケル教育ノ重要性ニ鑑ミ政府ハ本審議会廢止後  
ニ於テモ文政ニ關スル重要事項ヲ審議スル為内閣ニ有力ナル諮詢  
機關ヲ設置セラレンコトヲ望ム  
右及建議候也

法制局長官宛

教育審議会總裁ヨリ諮詢機關設置ニ關シ別紙ノ通建議有之候条  
為参考及送付候

昭和十六年十月十三日

教育審議会總裁男爵 鈴木貫太郎 印

内閣總理大臣公爵 近衛文麿殿 割印

教育尊重ニ關スル建議(別紙ノ通)

内閣總理大臣公爵 近衛文麿殿

国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ  
關スル建議

教育尊重ニ關スル建議  
恭シク惟ミルニ

列聖允文允武 統ヲ無窮ニ垂レテ万邦無比ノ國体ヲ顯揚シ化ヲ  
億兆ニ施キテ永世不易ノ皇道ヲ宣布シ給フ

明治天皇 大統ヲ紹ガセラルルヤ 祖宗ノ洪範ニ率由シテ庶政  
ノ既ニ答申セル所ニシテ其ノ実現ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ焦眉ノ急

国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新改善ニ付テハ本会  
貴省主管ノ件ニ付依命及回付候

スル件

記

昭和十六年十月十三日

内閣總理大臣公爵 近衛文麿殿 割印  
教育審議会總裁男爵 鈴木貫太郎 印

内閣總理大臣公爵 近衛文麿殿

国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ  
關スル建議

記

列聖允文允武 統ヲ無窮ニ垂レテ万邦無比ノ國体ヲ顯揚シ化ヲ  
億兆ニ施キテ永世不易ノ皇道ヲ宣布シ給フ

明治天皇 大統ヲ紹ガセラルルヤ 祖宗ノ洪範ニ率由シテ庶政  
ノ既ニ答申セル所ニシテ其ノ実現ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ焦眉ノ急

ヲ一新シ深ク 聖慮ヲ教学ニ注ガセラレ夙ニ学制ヲ頒チテ教育ノ國是ヲ定メ次デ 辰勅ヲ降シテ教育ノ大綱ヲ昭示シ給ヒ又戰時ニ際シテハ「軍國多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス」トノ 御沙汰ヲ賜ハリ

大正天皇即位ノ大礼ヲ訖ラセラルルニ方リテハ 先帝ノ遺緒ヲ紹述シテ倍々教育ノ振興ヲ図ラムトスル旨ノ 聖諭ヲ降シ給ヒ今上陛下登極ノ大礼ヲ訖ラセラルルヤ教育ニ関スル 御沙汰ヲ賜ハリ

「朕今列聖ノ遺図ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ帰趣ヲ正クシ大ニ学芸ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資ゼンコトヲ念フ」ト宣ヒ教學ノ振興ヲ諭サセ給フ 聖慮寔ニ深遠恐懼感激措ク能ハザル所ナリ

歴世相承ケ教学ヲ重ンジ給フコト此ノ如ク恵沢至仁治ク中外ニ光被シ臣民相率ヰテ敬忠奉公ノ誠ヲ致シ文教隆々トシテ内ニ興リ武威赫々トシテ外ニ輝キ克ク國運今日ノ隆昌ヲ見ルニ至レリ文物ノ發達ト時勢ノ推移トニ伴ヒ近時更ニ教育ノ刷新振興ヲ圖ルノ急ヲ告ゲ曩ニ内閣ニ教育審議会ヲ設置セラルルニ当リ

畏クモ特ニ優渥ナル 上諭ヲ賜フ洵ニ恐懼ノ至リニ堪ヘズ審議会一同謹ミテ 上諭ヲ奉体シ重責ヲ痛感シテ鞠躬精励慎重審議ヲ遂ゲ我國教育ノ刷新振興ヲ圖ルノ根本ハ教育ノ全般ニ涉リ

テ其ノ嚮フ所ヲ皇國ノ道ニ帰一セシメ國体ノ本義ニ則リ克ク皇國ノ重大使命ヲ負荷スルニ足ルベキ大國民ヲ陶冶鍊成スルニアリト為シ此ノ本義ニ基キ必要ナル國策ノ要綱ヲ樹立決定シ既ニ

夫々答申ヲ了セリ

今ヤ宇内ノ情勢ハ変転極リナク東亜及世界ニ於ケル皇國ノ任務ハ日ニ益々重キヲ加フ洵ニ是レ國家未會有ノ非常時局ニシテ國家ノ總力ヲ挙ゲテ奮励邁進スベキノ秋国防ノ強化ニ産業ノ振興ニ將夕諸般國務ノ更張ニ其ノ根基タル教育ノ刷新振興ヲ要スル蓋シ今日ヨリ急ナルハナシ而シテ本審議会ノ答申ハ家庭教育學校教育及社會教育等教育關係ノ全般ニ亘リ各要項皆全会一致ヲ以テ議決シ文部當局亦之ニ對シテ同意ヲ表明セラレタル所実ニ我が教育ニ對スル官民一致ノ希求ニ出デタルモノト謂フベシ

夫レ教育ハ國家經綸ノ大本ニシテ内外百般ノ施設一トシテ教育ノ力ニ拠ラザルハナシ而シテ其ノ刷新振興ヲ圖ルハ固ヨリ文政當局ノ主管ニ屬スト雖モ其ノ効果ヲ完ウセンニハ独リ當局ノ施為ニノミ委スベキニアラズ須ラク教育ノ真義ニ立脚セル朝野官民ノ協力ニ俟タザルベカラズ政府ハ宜シク意ヲ此ニ致シ克ク國民全般ヲ指導シテ我が國教育ノ特質ニ關スル理解ヲ深カラシメ教育尊重ノ精神ヲ益々昂揚シテ治ク國內ニ普及徹底セシメ本審議会答申ノ要綱ハ速カニ其ノ具体的方途ヲ講ジ着々其ノ實施ヲ完遂シ我が國ヲシテ世界ニ垂範スベキ教育國家タルノ資質態勢ヲ充実整備シ以テ内國本ヲ不拔ニ培ヒ國運ヲ無疆ニ伸ベテ 皇基ヲ振起シ外八紘為宇ノ肇國精神ヲ顯現スルニ於テ違算ナカラシコトヲ望ム

右及建議候也

〔参考〕  
〔表紙〕

昭和十六年十月十三日教育審議会第十四回総会二  
於ケル諮問第一号ニ関スル答申中、教育行政及財政ニ  
關スル件並ニ建議ニ關スル件ニ關スル田所特別委員長報告要領

目 次

」

第一 審議経過報告	一
第二 教育行政及財政ニ關スル件答申説明	三
一、綱要説明	三
二、教育行政及財政ニ關スル要綱説明	五
(一) 行政ニ關スル事項説明	五
(二) 財政ニ關スル事項説明	一二
第三 建議ニ關スル件説明	一六
第四 結語	一八

第一 審議経過報告

特別委員会ハ、御承知ノ通り、昭和十三年四月十四日第八回

総会ニ於テ總裁ノ御指名ニ依リテ成立致シマシテ、諮問第一号ニ關スル審査ノ御委託ヲ受ケ、銳意答申案ノ作成ニ從事シ、既ニ學校教育及社會教育ニ關スル各要綱ニ付テ審査ヲ了シ、之ヲ本会ニ中間報告ヲ致シ、本会ヨリ夫々政府へ答申ニ相成ツタノデアリマス。

以上ヲモチマシテ、教育自体ニ付テハ一応ノ審議ヲ了ツタ次

第ニアリマスカラ、特別委員会ニ於テハ、次デ教育行政及財政

ニ關スル事項ノ審議ニ入りマシテ、本年六月四日ヨリ同月十三日ニ至ル迄ニ於テ四回ニ亘り、總会ニ於ケル各位ノ御論議ヲ基礎トシテ、熱心ニ論究ヲ致シタノデアリマス。而シテ意見ノ發表ガ一段落ヲ告グルニ及ビマシテ、同六月十三日委員林博太郎伯外十四名ヲ整理委員ニ挙ゲ、特別委員会ノ論議ヲ基礎トシテ答申案ノ作成方ヲ付託致シタノデアリマス。爾來整理委員ノ各位ハ毎週二回会同シテ熱心ニ討究サレ、本年八月ノ暑中ヲ除キ、九月二十四日ニ至ルマデ前後十五回ノ會議ヲ重不テ十分ナル審議ヲ遂ゲ、其ノ間當局トモ巨細ニ意見ヲ交換セラレ、全会一致ヲ以テ教育行政及財政ニ關スル答申案ヲ決定セラレタノデアリマス。

尚整理委員会ニ於テハ、右ノ答申ヲ以テ、政府ノ諮問第一号ニ對スル本審議会ノ答申事項ヲ概不議了スルコトト相成リマスルカラ、既ニ答申シタル事項中実情ニ即シテ急速実施ヲ要スル件、文政上重要事項ニ關スル最高ノ諮詢機關設置ノ件並ニ教育尊重ニ關スル件ニ付、本審議会ヨリ政府へ建議スルノ必要ヲ認メ、夫々建議案ヲ決定セラレタノデアリマス。

本特別委員会ハ、本年九月二十四日、右答申案及建議案ニ關スル報告書ヲ林整理委員長ヨリ受領シ、十月一日會議ヲ開キ、右各案ニ付テ審査ヲ行ヒ、慎重審議ノ結果、全会一致ヲ以テ別紙報告書ノ通り答申案及建議案ヲ決定シ、之ヲ總裁ニ御報告申上ゲタ次第ニアリマス。是レヨリ右答申事項及建議事項ニ付テ御説明致シマス。

第二 教育行政及財政ニ關スル件答申説明

## 一 紲要説明

先づ教育行政及財政ニ関スル答申事項ニ付テ申シマスレバ、学校教育及社会教育ヲ根幹トスル教育ノ刷新振興ニ関スル諸要綱ハ、周密ナル具体的方策ヲ樹立シテ之ヲ実施シ、且ツ其ノ運用宜シキヲ得ナケレバ、万然ナル効果ヲ収メ難イノデアリマシ

テ、之ガ為ニ周到ナル用意ノ必要ナルコトニ付テハ、本会ガ既ニ屢々要望シタ所デアリマス。然レバ教育ニ関スル行政及財政ヲ整備充実致シマスルコトハ、曩ニ答申ヲ了シマシタル教育ノ

刷新振興ニ關スル諸方策ニ対シマシテ、正ニ画竜点睛トデモ謂フベキモノデアリマシテ、実ニ喫緊ノ要務デアリマス。

教育行政及財政ノ組織並ニ運用ニ關シマシテ、刷新改善ヲ加フベキコトハ種々アルノデアリマスガ、其ノ枢要ナル点ヲ申シマスレバ、教育行政ニ於キマシテハ、企画、実施及監督ノ各部面ニ瓦リマシテ、機構ヲ整備強化スルト共ニ、其ノ機能ノ敏活公正ヲ図ツテ運用ヲ完ウスルコト、国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ヲ基本ト致シマシテ、行政諸部局ノ事務ノ統一及聯絡調整ヲ図ルト共ニ督学機構ヲ強化シ、以テ各教育機関ノ全一的指導ヲ完ウスルコト、有為ノ人材ヲ簡拔配置シ、安ンジテ教育二力ヲ尽スコトガ出来ルヤウ人事ニ關スル行政ヲ改善スルコト等ガ其ノ眼目デアルト考フルノデアリマス。

教育ニ關スル財政ニ於キマシテハ、常ニ教育ノ重大性ニ鑑ミマシテ、其ノ刷新振興上特ニ重點タルベキ所ニ対シテハ十分ナル資源ヲ供給スルコトガ大切デアリマス。カクシテ教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ關シ必要ナル諸方策ヲ着々遂行致シマシ

テ、克ク其ノ目的ヲ達成セシムベキデアリマス。而シテ殊ニ學術文化ノ水準ヲ向上セシムルコト、体育ヲ發達普及セシムルコト、私立ノ教育機関ヲ助成シテ克ク其ノ教育的効果ヲ完ウセシムルコト等ノ如キハ正ニ方今ノ要務デアルト考フルノデアリマス。

以上述ベマシタ趣旨ニ依リマシテ、次ニ御説明申上ゲル教育行政及財政ニ關シマスル要綱ヲ審議決定致シタ次第デアリマス。

## 二 教育行政及財政ニ關スル要綱説明

### (一) 行政ニ關スル事項説明

一、其ノ一ハ、文政ヲ全面的に刷新強化スル為、国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ニ關スル事項、文政ノ根基タル企画・

調査ニ關スル事項、一般ニ關スル事項等ヲ掌ルベキ機構ヲ整備強化スルノ必要ヲ認ムモノデアリマス。而シテコレ等ノ事項中企画・調査ニ關スル行政機構ハ教育施設ノ根本ニ關スルモノデアリマスカラ、特ニ強化ノ必要ガアルノデアルト存ジマス。尚東亞ニ於ケル我ガ国ノ地位使命ニ鑑ミ極メテ重要デアル興亞教育ニ關スル事項ノ如キモ、前項ノ事項ヲ掌ル機構ニ於テ之ヲ掌理セシムルヲ適當トスルノデアリマス。

一、第二項ハ学術、文化ノ振興發展ニ關スル事項ヲ掌ル部局ニ關スル事デアリマス。我が国学術芸能ノ發達ヲ促シテ其ノ

水準ヲ一層高メル為教育行政上施策スベキ事項ハ特ニ現下内外ノ情勢ニ鑑ミ頗ル多々アルノデアリマスガ、從来コレ等ニ関スル行政機構ハ何レモ規模ガ小デ、且ツ統一ヲ欠ク憾ミガ無イデモ無カツタノデアリマスカラ、之ガ行政ヲ掌ル有力ナル部局ヲ文部省ニ新設スルコトノ必要ヲ認ムルモノデアリマス。

一、社会教育ニ関スル行政機構ヲ特ニ拡大強化スルノ必要アルコトニ付キマシテハ、既ニ社会教育ニ関スル答申ニ於テモ述べタトコロデアリマスガ、現下ニ於ケルソノ重要性ニ対シ、少クトモ現在ノ機構ヲ拡大シテ外局トナスカ、又ハ充実セル数局トナス等ノ措置ヲ講ゼラレタイノデアリマズ。

一、其ノ四ハ学校教育並ニ教科用図書ノ行政ニ関スル事デアリマス。コレ等ノ行政ヲ掌ル諸部局ハ、教育ノ刷新振興ニ関スル諸方策ノ実施及運用ニ当ルノデアリマスルカラ、本会ノ答申事項ノ実施ヲ遺憾ナカラシムル為、其ノ機構ハ夫々整備拡充スルコトヲ必要トスルノデアリマス。

又実業教育ヲ振興セシムル為、其ノ行政機構ヲ整備拡充スルニ当リマシテ、就中特ニ商船、水産ニ関スル教育ノ振興ニ留意シ、其ノ行政機構ノ整備拡充ニ一層ノ力ヲ用フベキデアルトスルノデアリマス。尚一言ヲ附加シテ置キマスガ、目下政府ニ於テ、今次事変中ニ限り臨時のニ商船学校ノ管理ヲ通信省ニ移スノ計画ガアル様デアリマスルガ、商船教育ノ本質ヨリシテ、本来ノ所管ハ文部省ニ属スルノデアリマスカラ、事變終了後ハ當然本来ノ所管ニ復帰スベキ

モノト認メ、茲ニ教育行政事項中ニ於テ、其ノ刷新振興ヲ策シタ次第デアリマス。

一、教育ノ効果ハ畢竟教育者其ノ人ノ力ニ俟ツモノデアリマスルカラ、教職員ノ人事、養成及検定ニ関スル行政ハ教育行政中ニ在リテモ特ニ運用ノ敏活公正ヲ要スル事項デアリマス。依ツテ第五項ニ於キマシテハ、コレ等ノ行政ヲ掌ル機構ハ、之ヲ十分ニ整備シテ、其ノ事ヲ行フニ遺憾ナキヲ期シタノデアリマス。尚教員検定ニ関シマシテハ、曩ニ本会ノ答申ニ於テ、之ニ関スル行政機構ノ拡充整備ヲ図リ其ノ制度運用ノ完キヲ期スベキ旨ヲ決議シタ次第デアリマスガ、特ニ教職員ノ人事及養成ニ関スル行政機構ト緊密ナル連繫ヲ圖ルノ必要ガアルノデアリマス。

一、其ノ六ハ体育ニ関スル行政機構ノ事デアリマス。言フマデモナク体育ハ知育、德育ト相俟ツテ教育ノ一環ヲナスモノデアリマスカラ、文部省ニ於テ之ヲ掌ルベキモノデアリマス。然ルニ所謂社会体育ニ関シマシテハ、現在ハ国民保健ニ関スル行政ヲ管理スル厚生省ニ於テ之ヲ掌ツテ居ルノデアリマス。然シナガラ之ハ国民体位ノ向上ヲ目的トスル便宜上ノコトト考ヘラルルノデアリマスカラ、教育ニ関スル限り体育ニ属スル事項ハ原則トシテ文部省ニ掌理セシメ、体育行政ノ一元化ヲ期スルコト致シタノデアリマス。從ヒマシテ少クトモ、青少年団等ノ体育ハ学校体育ト共ニ文部省ニ於テ之ヲ一層強化シ、以テ皇国民ノ鍛成ニ遺憾ナキヲ期セネバナリマセヌ。尚之ト共ニ体育局ノ機構ノ拡充整

備ヲ要スルコト勿論デアリマス。

一、第七項ハ督学機構ニ関スル事項デアリマシテ、委員会ニ於テ

慎重審議ヲ重ねタ事項デアリマス。督学ハ申スマデモナク、実際教育ヲ直接視察シテ之ヲ指導監督スル重要ナル使命ヲ有シ、教育ノ成否ニ重大ナル関係ヲ有スルモノデアリマスルカラ、其ノ機構ヲ整備強化スルト共ニ、其ノ教職員ノ待遇ヲ改善スルコト致シタノデアリマス。

又督学ト他ノ一般学務行政トノ聯関ヲ一層緊密ニスルコトノ必要ヲ認ムルノデアリマシテ、之ハ啻ニ督学ヲ有効適切ナラシムルノミナラズ、一般教育行政ヲ効果アラシムル所

以デアルト考フルノデアリマス。

一、第八項ハ宗教行政ニ關スル事項デアリマスガ、宗教ニ付テハ最近宗教団体法ガ実施セラレタルノミナラズ、教育ニ対スル影響モ甚ナルモノガアリマスノデ、之ニ關スル行政ノ運営ヲ完カラシムル為、諮詢機関ヲ設クル等其ノ行政機構ノ整備ヲ図ルコトノ必要ヲ認ムルモノデアリマス。

次ニ地方教育行政機構ノ説明ヲ致シマス。

一、督学機構ヲ整備強化スルノ要アルコトニ付テハ既ニ中央行政機構ニ於テ述べタトコロデアリマスガ、実際教育ニ対スル督学ガ真ニヨクソノ効果ヲ收ムル為ニハ、單ニ中央ニ於ケル機構ヲ整備スルニ止マラズ、地方教育ノ実情ヲ十分ニ承知シ之ニ即シテ適切ナル指導ヲ与ヘ得ルガ如キ組織ノ整備セラルコトガ必要デアリマス。ソコデ第一項ニ於キマシテハ、全国ヲ數区ニ分チ、ソレ等各区内ノ適當ナル場所

ニ文部省ノ督学機関ヲ常置シ、コノ督学機関ハ中央ノ督学

機構ト相俟ツテ区内教育機関ニ對スル視察指導ヲ行フト共

ニ、地方教育行政機関トノ連繫ヲ一層緊密ニシ、以テ地方ニ於ケル教育効果ノ完キヲ期スルコト致シタノデアリマス。

一、第二項ハ地方視学官、地方教学官及青年教育官ニ關スルコトデアリマス。現在コレ等ノ教育行政官ハソノ数ニ於テ僅少ナルノミナラズ、ソノ待遇ニ於テモ亦十分ナラザル実情ニ在リマスノデ、ソノ増員及待遇ノ改善ヲ圖ルコトシタノデアリマス。又ソノ任免ノ取扱ハ内務大臣ノ権限ニナツテ居リマスル關係上、人材ノ簡拔栄進等ニ關シ不便ナ点ガ多々アリマシタカラ、茲ニ其ノ取扱ヲ文部大臣ノ権限タラシムルコト致シタノデアリマス。文部大臣ハ克ク地方行政當局ト協調ヲ保チ運用上遺漏ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。

地方ニ於ケル視学ハ、實際上主トシテ国民ノ基礎教育タル國民学校ノ教育ヲ指導監督スルノデアリマスガ、ソノ定員數ハ甚ダ少ク且ソノ待遇ノ薄キニ過グルコトハ世ノ齊シク認ムル所デアリマシテ、斯カル事情ノ下ニ其ノ効果ヲ期待スルコトハ頗ル困難デアリマス。茲ニ於テ視学ノ増員及ソノ待遇ノ改善ヲ図ルコトハ刻下喫緊ノ要務デアリマス。

一、第三項ハ公立中等學校長ノ異動任免ニ關スルコトデアリマス。公立中等學校長ノ異動任免ノ奏薦ハ固ヨリ文部大臣ノ権限デアリマスガ、其ノ取扱ニ付テハ、地方長官ノ推薦ニ

ヨル現行ノ方法ヲ大体可トスルモ、文部大臣ニ於テ広ク全國的視野ノ下ニ適材ヲ適所ニ配置スルヤウ一層留意スペキモノト致シタノデアリマス。

一、地方ニ於テ実業教育ニ関スル主務ヲ掌ル者ハ事實上存在スルノデアリマスガ、未ダ其ノ職制ノ完備セラレナイノハ遺憾デアリマスノデ、第四項ハ速カニ実業教育主事ノ職制ヲ設ケ、実業教育ノ振興ヲ図ルコトト致シタノデアリマス。

一、第五項ハ市町村ニ於ケル学務委員、社会教育委員及社会教化委員等ニ關スルコトデアリマス。コレ等ノ委員ハイヅレモ皆齊シク教育關係ノ委員デアリナガラ、夫夫設置ノ由來及法規上ノ根拠等ヲ異ニ致シマス關係上、相互間ノ聯絡モ十分デナク又全体トシテソノ教育的使命ヲ達成シ得ルガ如キ機構ニハ成ツテ居ナイノデアリマス。コレ寔ニ市町村ニ於ケル教育振興上ノ恨事トスル所デアリマシテ、本項ハ茲ニコレ等ノ委員ガ一体ト成ツテ夫々ノ機能ヲ發揮シ得ルガ如キ機構ヲ確立セシムルコトト致シタノデアリマス。

## (二) 財政ニ關スル事項説明

一、第一項ハ公立中等学校長ノ俸給ノ負担ニ付テ定メタモノデアリマス。校長ニ対シ優遇ノ途ヲ講ズルノ要アルコトハ既ニ答申ヲ致シマシタノデアリマスガ、更ニ其ノ俸給ヲ国庫ノ負担トナスコトハ、刻下極メテ適切ナル措置デアリマシテ、之ガ実施ノ成ルベク速カナランコトヲ要望スル次第デアリマス。

一、我ガ国学術ノ水準ヲ高ムル為、學術ヲ振興シ、理科教育ヲ

刷新スルノ要アルコトハ本会ノ答申ニ於テモ屢々強調シタルトコロデアリマシテ、之ガ為ニ必要ナル経費ヲ飛躍的ニ増額シナケレバナラヌコトハ全委員ノ齊シク認メラレタトコロデアリマス。政府ニ於テモ十分意ノアルトコロヲ汲マレ、積極的ニ之ガ経費ヲ計上セラレンコトヲ切望シテ止マナイノデアリマス。

一、体育ノ施設ニ關シマシテハ、他ノ教育施設ニ比シ從来比較的輕視サレテ居リ、之ニ要スル経費モ甚ダ貧弱デアリマシタコトハ誠ニ遺憾ナコトデアリマシテ、カカル傾向ヲ是正シ、克ク体育ノ普及發達ヲ策スルハ焦眉ノ急務ト信ズルノデアリマス。即チ第三項ニ於テ学校教育、社会教育ノ凡テヲ通ジテ、体育ニ關スル人的、物的ノ施設ノ整備強化ヲ期スル為、之ニ必要ナル経費ヲ速カニ十分支出サレンコトヲ要望スル次第デアリマス。

一、其ノ四ハ私立学校教職員ノ恩給制度ニ關スル事項デアリマス。私立学校教職員ニ対シテハ、現ニ財團法人私立中等学校恩給財團ヲ初メ多少ノ私的施設ガアリ夫々恩給ヲ支給シテ居ルノデアリマスルガ、其ノ規模、内容等ニ付テハ不十分ナ点ガ少クナイノデアリマス。従ソテ之等施設ヲ充実強化スルコトハ、教職員ヲシテ教育ニ尽スニ遺憾ナカラシムル上カラ言ツテ極メテ肝要ナコトデアリマス。之ガ為ニハ少クトモ、私立学校ノ全教職員ヲ一丸トシテ加入セシムルノ方途ヲ講ズルト共ニ、教職員ヨリノ納入金ノ増徵、財團ニ対スル学校負担金ノ増納並ニ国庫補助金ノ増額等ニ依

リ、其ノ財政的基礎ヲ強固ニスルコトガ緊要デアリマス。

然シナガラ教育ハ本来国家的使命ヲ有スルモノデアリマス  
カラ、更ニ進ンデ政府自ラ、私立ノ大学、専門学校、高等

学校、中等学校等ノ教職員全般ニ瓦リ、國ノ恩給制度ニ準  
ジ恩給ヲ支給スルノ方途ヲ講ズルコトガ最モ適切デアルト  
考ヘマス。

一、第五項ハ学校教職員共済組合制度ニ関スル事項デアリマ  
ス。学校教職員共済組合ハ創設後日尚浅ク、之ガ活動ハ今  
後ニ期待サルベキデアリマスガ、特ニ給付ニ關シテハ一層  
ノ充実ヲ図ルノ要ガアリ、組合員ノ範囲ニ付テモ考慮ノ余  
地ガアルモノト考ヘマス。更ニ附帶事業トシテ、育英其ノ  
他福利増進ノ為ノ施設ヲ整備拡充スルコトモ亦必要デアリ  
マス。

私立ノ中等学校、青年学校等ノ教職員ニ対シテモ、公立學  
校ノ教職員ニ準ジ共済組合ヲ設ケシメ、國庫ヨリ相当ノ助  
成ヲナスコトハ、教育ノ効果ヲ完カラシムル上カラ言ソテ  
速カニ考慮スベキコトデアリマス。

一、最後ニ、教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ關スル本会ノ答申  
実施ニ付テハ、或ハ経費ヲ要セズシテ直チニ実現シ得ベキ  
モノ又少クハナイノデアリマスガ、其ノ多クハ経費ヲ伴ハ  
ズシテハ効果ノ完キヲ期シ得ナイノデアリマシテ、之ガ為  
ニハ相當多額ノ経費ノ支出ヲ要スルコト論ヲ候タナイノデ  
アリマス。

政府ニ於テハ國運ノ隆昌ガ教育ノ力ニ負フ所、真ニ甚大ナ

ルニ深ク思ヲ致シ、万難ヲ排除シテ、速カニ之ガ必要ナル  
経費ヲ十分支出スルノ方途ヲ講ゼラレンコトヲ希求シテ止  
マナイ次第デアリマス。

### 第三 建議ニ關スル件説明

一、國民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度ノ刷新改善ニ付キマ  
シテハ、既ニ答申ヲ了シタ所デアリマスガ、コレ等ノ事項  
ハ密接離ルベカラザル關係ヲ有スルモノデアリマシテ、其  
ノ実現ハ何レモ我ガ国内外ノ情勢ニ鑑ミマシテ焦眉ノ急務  
ト存ズルノデアリマス。サレバ政府ハ速カニ之ガ具体的の方  
途ヲ講ジ、其ノ実施ヲ完ウシテ國民教育ニ万遺憾ナキヲ期  
セラレンコトヲ望ムノデアリマス。

一、諮詢機関ノ設置ニ付キマシテハ、教育審議会ノ廢止後ニ於  
キマシテモ、現下ノ時局ニ於ケル教育ノ重要性及事変後ニ  
於ケル國民思想ノ指導等ノ諸問題ヲ考慮シ、政府ハ文政ニ  
關スル重要事項ヲ審議スル為、有力ナル恒久的諮詢機関ヲ  
内閣ニ設置セラレンコトヲ望ムノデアリマス。

一、次ニ教育尊重ノ件ニ付キ説明致シマス。教育ハ國家經論ノ  
大本デアリマシテ、國運ノ隆昌ハ一二教育ノ力ニ拠ルモノ  
デアルコトハ論ヲ俟タナイノデアリマス。今ヤ我ガ國ハ東  
亞新秩序建設ト言フ未曾有ノ世局ニ際会シ、國防ニ産業ニ  
將夕諸般ノ國務ニ國家總力ヲ擧ゲテ奮励邁進スベキノ秋デ  
アリマシテ、其ノ根基タル教育ノ刷新振興ヲ要スル蓋シ今  
日ヨリ急ナルハナイノデアリマス。而シテ我ガ國教育ノ刷  
新振興ヲ図ルノ根本ハ教育ノ全般ニ涉リテ其ノ嚮フ所ヲ皇

國ノ道ニ帰一セシメ、皇國ノ重大使命ヲ負荷スルニ足ルベキ大国民ヲ陶冶鍊成スルニアルノデアリマス。若シ夫レ現下ノ時局中ニ於テ、或ハ教育ノ本義ヲ誤リ或ハ其ノ本質ヲ低下セシムルガ如キ等ノコトガアリマシテハ、悔ヲ将来ニ貽スコト大ナルモノアルベキヲ憂フルノデアリマス。政府ハ克ク国民全般ヲ指導シテ我ガ国教育ノ特質ニ關スル理解ヲ深カラシメ、教育尊重ノ精神ヲ益々昂揚シテ治ク国内ニ普及徹底セシメ、本審議会ノ答申ハ一日モ速カニ其ノ実施ヲ完遂シ、以テ内ニ本国ヲ不抜ニ培ヒ皇基ヲ振起シ、外ニ八紘為宇ノ肇国精神ヲ顯現スルニ於テ違算ナカラシコトヲ望ムノデアリマス。

#### 第四 結語

以上ヲモチマシテ、特別委員会ガ、今回審議決定致シマシタル教育行政及財政ニ關スル答申案並ニ建議案ニ關スル説明ヲ終リマス。右各案ハ審査経過ニ於テ述ベマシタ如ク、特別委員ニ於テ二十回ニ及ブ会同ヲ重ネテ慎重審議、全会一致ヲ以テ決定致シタ次第アリマスレバ、委員各位ニ於カレマシテハ、叙上説明申上ゲタ趣旨ヲ宜シク御諒察下サイマシテ、十分御審議ノ上御決定アランコトヲ切望致シマス。

顧ミマスレバ、本審議会ハ時代ノ要求ニ対応シ、昭和十二年十二月優渥ナル 上諭ノ下ニ成立ヲ致シ、我ガ国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ關シ実施スベキ方策ニ付テ政府ノ諮問ヲ受ケ、審議ノ結果昭和十三年四月、本会ノ總会ニ於テ吾々三十名ノ委員ガ特別委員ニ指名セラレ、答申ニ關スル審査ノ御委託ヲ

受ケタノデアリマスガ、爾來特別委員会ハ鋭意審査ニ從事致シ、諮問事項ヲ便宜ニ依リ、初等教育・中等教育・高等教育・社会教育並ニ教育行政及財政ノ五部門ニ分ケマシテ、特別委員会中ニ、逐次各部門毎ニ整理委員会ヲ設ケ、整理委員会ヲ開クコト通計百六十九回、特別委員ノ總会ヲ開クコト六十一回ニ及ビマシテ、慎重審議ヲ尽シ、御承知ノ通り成案ヲ得ル毎ニ中間報告ヲ致シ、本会ヨリ夫々政府へ答申ヲ致サレ來ツタノデアリマス。而シテ特別委員ニ於キマシテハ、四年ニ亘リ數名ノ補欠指名ガアリマシタ外、大多数ハ創設当初ヨリ終始一貫審査ニ当ラレタノデアリマス。

特別委員会ト致シマシテハ、今回ノ答申案及建議案ノ作成ヲ

以テ、答申事項並ニ答申事項ニ關聯スル事項ニ付テ審査ヲ完了シ、之ヲ以テ本会ヨリ御委託ヲ受ケマシタル諮問事項ニ關スル任務ヲ終了シ、茲ニ及バズナガラ責任ヲ果スコトヲ得マシタ次第アリマス。是レ全ク各位ノ御懇篤ナル御指導ト御協力トノ賜デアリマシテ深ク感謝致シマス。皇國百年ノ大計タル教育ノ刷新振興ニ關スル諸方策ノ実施ニ關シマシテハ、政府ニ於カレテハ勿論、各位ニ於カレマシテモ此ノ上トモ深厚ナル御配意アランコトヲ切望スル次第アリマス。

(注記1)

佐野

(注記2)

〔附記3〕  
〔(三)〕 (簿冊内件名番号)  
〔昭和十六年 公文雜纂  
2A, 15, 2598  
内閣五  
各種調査会  
委員会  
卷五〕